



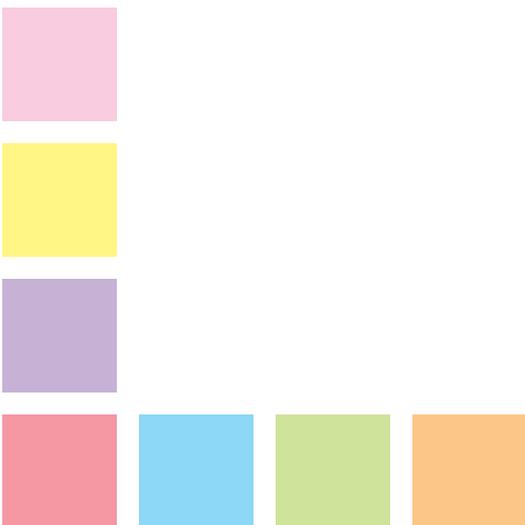
# 第2次岡山県廃棄物処理計画

～循環型社会の形成を着実なものとするために～

(概要版)

平成19年3月

岡山県



# 1

## 計画策定の趣旨

### (1) 趣旨及び背景

本県では、循環型社会への転換を図ることを基本理念におき、廃棄物処理法に基づいて、平成14年3月に第1次の「岡山県廃棄物処理計画（平成13～17年度）」を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

第2次岡山県廃棄物処理計画は、第1次計画で掲げた目標や各施策等の進捗状況を点検し、循環型社会の形成を着実なものとするため、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものです。

### (2) 計画の期間

計画の期間：平成18年度(2006年度)～平成22年度(2010年度)の5年間

# 2

## 計画の基本理念及び基本方針

### (1) 基本理念

- ◎ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- ◎ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

### (2) 基本方針

計画の基本理念を実現するため、排出者（事業者）責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を基本として、次に掲げる5つの方針のもとに、廃棄物・リサイクル対策を推進します。

#### ① 排出者（事業者）責任の徹底・強化

廃棄物は、排出者（事業者）が自らの責任において適正に処理を行うことが原則であり、廃棄物・リサイクル対策における排出者（事業者）責任の徹底と強化を推進します。

#### ② 排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。

#### ③ 適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進します。

#### ④ 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

#### ⑤ 廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有化し、相互理解を深めるため、情報提供や普及啓発活動等を推進します。

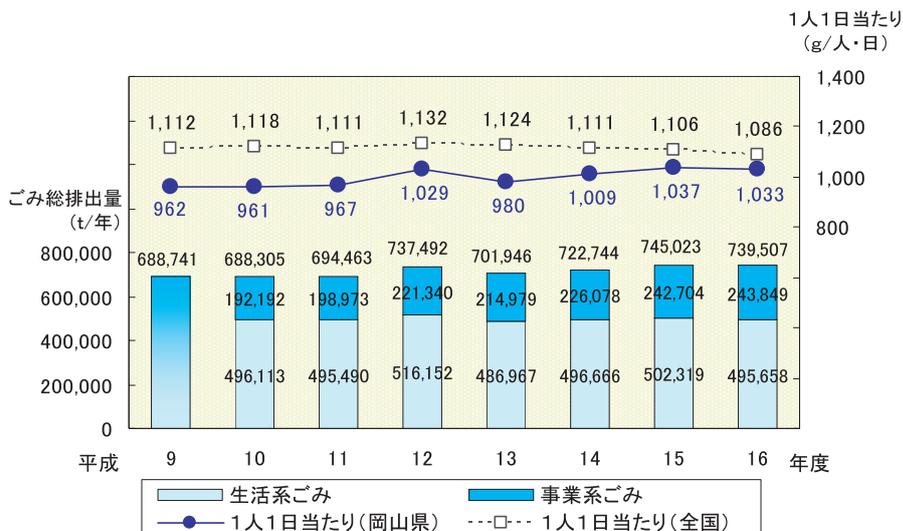
(1) 一般廃棄物の現状

＜一般廃棄物（ごみ）の排出状況＞

○ごみ総排出量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 16 年度で 74 万トンとなっています。

○生活系と事業系別でみると、生活系ごみは 50 万トン前後で推移しているのに対し、事業系ごみは増加傾向で推移しており、平成 16 年度には 24 万 4 千トンとなっています。

○平成 16 年度の 1 人 1 日当たり排出量は 1,033 g で、そのうち生活系ごみは 692 g、事業系ごみは 341 g となっています。

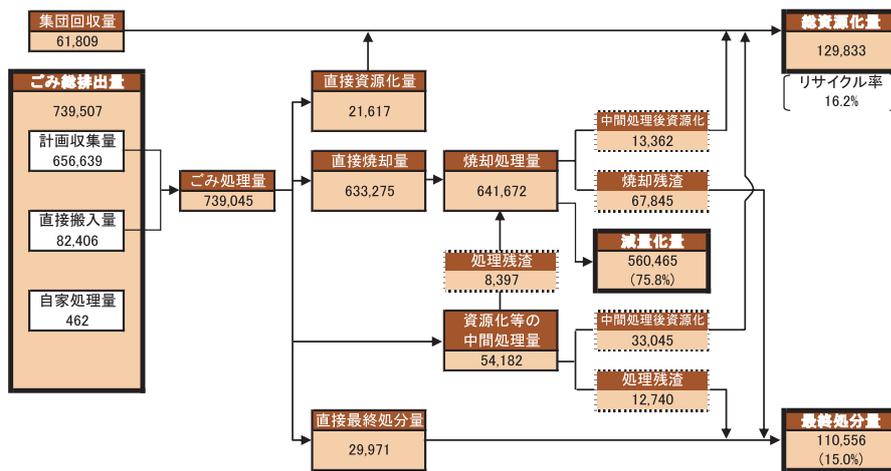


＜一般廃棄物（ごみ）の処理状況（平成 16 年度）＞

○排出されたごみは、焼却や破砕・選別等により中間処理されるほか、直接資源化や直接最終処分されています。

○総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量及び住民による集団回収量を合計して 13 万トン、最終処分された量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して 11 万 1 千トンとなっています。

○中間処理により減量化された量は 56 万トンとなります。

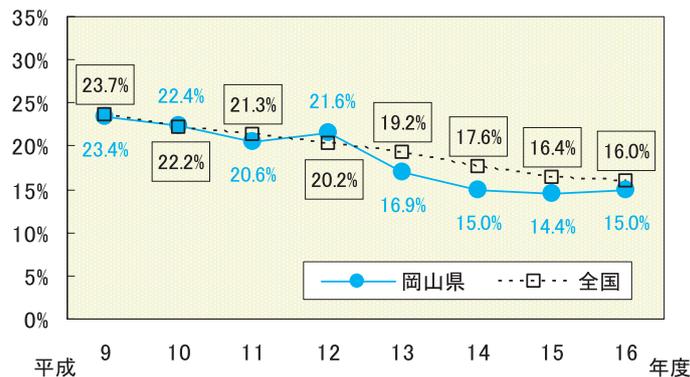
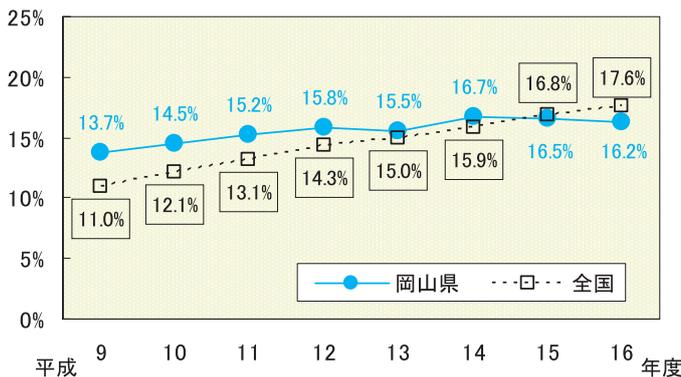


(注) 1 単位:t/年  
 2 ( )内は、ごみ処理量に対する割合  
 3 リサイクル率(%) =  $\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}} \times 100$

＜リサイクル率、最終処分量＞

○リサイクル率は、近年横ばいとなっています。

○最終処分量は、年々低下してきましたが、平成 16 年度は前年度に比べて上昇しています。



リサイクル率の推移

最終処分量の推移

(2) 第1次計画目標の達成状況と課題

区分		項目	排出抑制 (ごみ総排出量)	資源化	最終処分量の削減
第1次計画 (目標年度：平成17年度)	予測値		2,058 トン/日	209 トン/日	376 トン/日
	目標値		1,862 トン/日	343 トン/日	283 トン/日
現状(平成16年度実績)			2,026 トン/日	186 トン/日	303 トン/日
目標値に対する現状の比較			+164 トン/日	-157 トン/日	+20 トン/日
達成状況と課題			生活系ごみはほぼ横ばいで推移しているのに対し、事業系ごみは増加傾向で推移しており、平成16年度において第1次計画における平成17年度予測値は下回っているが、目標は達成しない見通しであり、県民・事業者・行政が一体となり、ごみ排出量の削減に向けて取り組む必要があります。	リサイクル率は近年ほぼ横ばいとなっていることから、目標は達成しない見通しであり、集団回収、直接資源化、中間処理後資源化等によるリサイクルのさらなる推進に努める必要があります。	直接最終処分量が減少しそれに伴って最終処分量も減少してきたが、平成16年度において第1次計画における平成17年度予測値は下回ったものの、目標値には至っておらず、中間処理による減量化や資源の回収、さらには焼却残渣の熔融固化物の再生利用の推進などにより、最終処分量を削減していく必要があります。

(3) 第2次計画の目標

第1次計画の分析・評価や国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえて、第2次計画における一般廃棄物(ごみ)の減量化の目標を次のとおり設定します。

項目	一般廃棄物(ごみ)の減量化の目標 (目標年度：平成22年度)	現状 (平成16年度実績)
排出抑制	1人1日当たりの排出量を1,009gとすることを目指す	1,033g
リサイクル	リサイクル率を約24%とすることを目指す	16.2%
最終処分量の削減	最終処分量を214トン/日とすることを目指す	303トン/日

一般廃棄物の目標達成に向けての主な取組み

<排出抑制に関する取組み>

- おかやま・もったいない運動、マイバッグ運動などの県民運動の展開
- 「エコフェスタおかやま」の開催や各種広報媒体を活用した普及啓発の推進
- 市町村における排出事業者への指導など排出抑制対策の推進

<リサイクルの促進に関する取組み>

- 容器包装リサイクル法による分別収集の促進と自治会等による集団回収活動の推進
- 岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定・周知による再生品の利用促進
- 循環資源情報提供システムを活用した情報提供の充実と不用品交換サイト利用促進

<最終処分量の削減に関する取組み>

- 熔融スラグの土木資材等への利用促進
- 廃プラスチック類のリサイクルの推進と埋立処分から焼却熱回収への転換

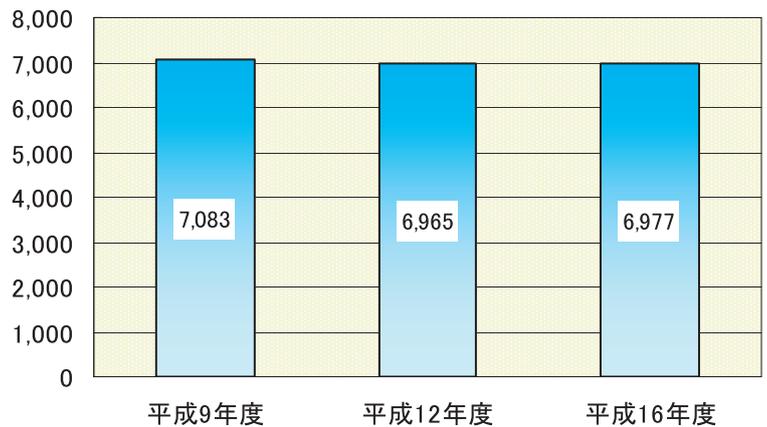
## (1) 産業廃棄物の現状

## ＜産業廃棄物の排出状況＞

○平成16年度における産業廃棄物の排出量（農業を除き、特別管理産業廃棄物を含む。）は、6,977千トンとなっています。

○平成9年度以降おおむね7,000千トンで推移しています。

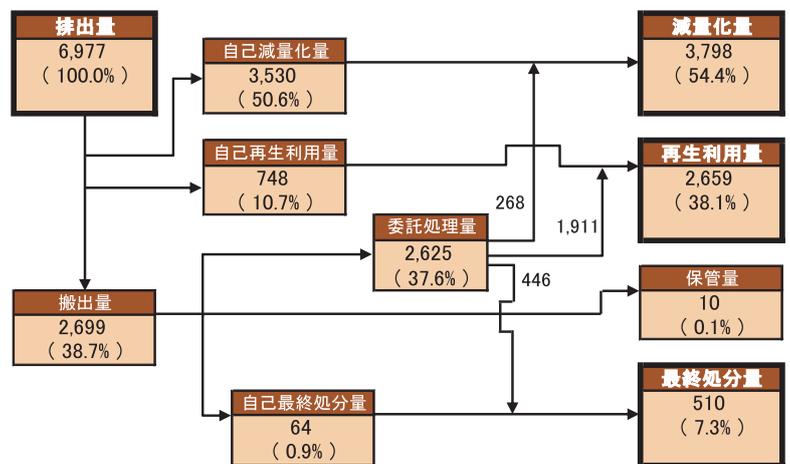
排出量(千t/年)



## ＜産業廃棄物の処理状況＞

○排出された産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却等の中間処理によって3,798千トン（排出量の54.4%）が減量化され、2,659千トン（同38.1%）が再生利用されています。

○最終処分量は、510千トン(同7.3%)となっています。



(注)1 単位:千t/年

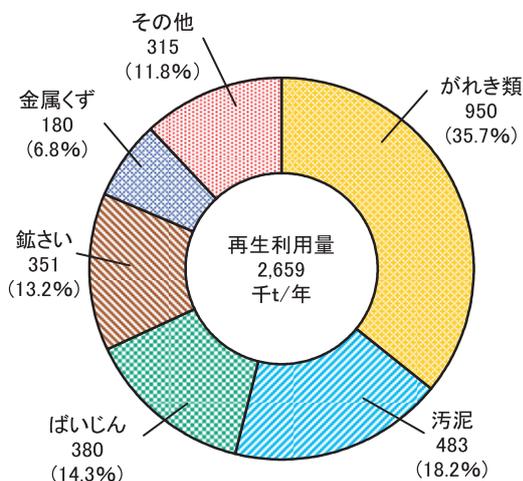
2 ( )内は、排出量に対する割合

3 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

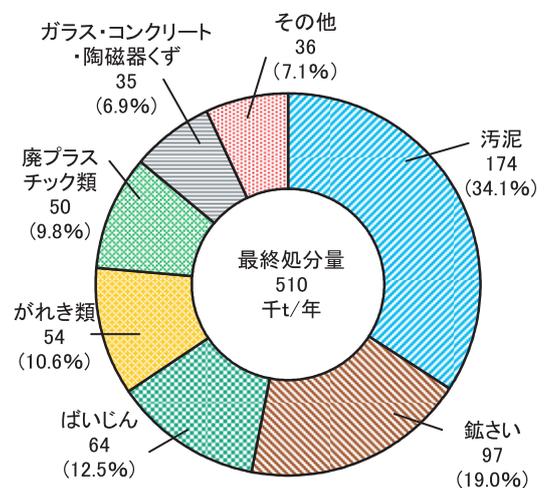
## ＜再生利用量、最終処分量＞

○再生利用量を種類別にみると、がれき類が950千トン（再生利用量の35.7%）で最も多く、次いで汚泥、ばいじん、鉱さい、金属くずとなっています。

○最終処分量を種類別にみると、汚泥が174千トン（最終処分量の34.1%）で最も多く、次いで鉱さい、ばいじん、がれき類、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずとなっています。



再生利用量(種類別)



最終処分量(種類別)

(2) 第1次計画目標の達成状況と課題

区分	項目	発生抑制 (発生量)		資源化・減量化	最終処分量の削減
		(発生量)	(排出量)		
第1次計画 (目標年度：平成17年度)	予測値	11,899千ト/年	7,203千ト/年	10,898 千ト/年 (91.6%)	988 千ト/年
	目標値	11,007千ト/年	—	10,186 千ト/年 (92.6%)	808 千ト/年
現状（平成16年度実績）		12,224千ト/年	6,977千ト/年	11,704 千ト/年 (95.7%)	510 千ト/年
目標値に対する現状の比較		+1,217千ト/年	—	+3.1ポイント	-298 千ト/年
達成状況と課題		景気回復の影響により発生量が増加し、平成16年度において目標値に至っておらず、目標は達成しない見通しであり、引き続き排出抑制を進める必要があります。		平成16年度において目標値を上回っており、目標を達成する見通しであるが、資源化率の低い品目を中心に資源化を一層進める必要があります。	平成16年度において目標値を下回っており、目標値を達成する見通しであるが、最終処分量の削減を一層進める必要があります。

(注) ( )内は、発生量 (=排出量+有償物量) に対する割合である。

項目	処理体制の整備
目標（目標年度：平成17年度）	最終処分場の整備目標を約3,800千m <sup>3</sup> とし、5年分の残余容量の確保を目指す
達成状況と課題	最終処分場の残余年数は平成16年度末で4年であり、平成17年度末の目標である5年分の確保は達成しない見通しです。なお、現在、倉敷市水島沖において公共関与による最終処分場の施設整備を進めており、平成21年度の埋立開始（第1期分：埋立量240万m <sup>3</sup> ）に向けて建設計画の進捗を図っています。

(3) 第2次計画の目標

第1次計画の分析・評価を踏まえ、国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方及び循環型社会形成推進基本計画等を総合的に勘案して、第2次計画における産業廃棄物の減量化の目標を次のとおり設定します。

項目	産業廃棄物の減量化の目標 (目標年度：平成22年度)	現状 (平成16年度実績)
排出抑制	排出量をおおむね7,000千ト/年とすることを旨とする	6,977千ト/年
リサイクル	リサイクル率を39.0%とすることを旨とする	38.1%
最終処分量の削減	最終処分量を410千ト/年とすることを旨とする	510千ト/年

産業廃棄物の目標達成に向けての主な取組み

<排出抑制に関する取組み>

- 多量排出事業者への排出抑制等の指導の徹底
- 事業所におけるISO14001等の環境マネジメントシステムの導入促進

<リサイクルの促進に関する取組み>

- 建設リサイクル法や自動車リサイクル法などリサイクル関連法の周知徹底
- 循環型社会の形成を推進する民間の施設整備等への支援
- 循環資源の有効利用を支援するマッチングシステムの利用促進

<最終処分量の削減に関する取組み>

- 汚泥、鉍さいなど最終処分量の多い産業廃棄物の排出事業者に対する削減指導の徹底

基本理念

基本方針

施策

循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築

廃棄物の削減による環境への負荷の低減

## 1 排出者(事業者)責任の徹底・強化

廃棄物は、排出者(事業者)が自らの責任において適正に処理を行うことが原則であり、廃棄物・リサイクル対策における排出者(事業者)責任の徹底と強化を推進

## (1) 一般廃棄物

- ・排出者の自主的な取組みの推進
- ・リサイクル関連法に対する理解と協力

## (2) 産業廃棄物

- ・廃棄物処理法、リサイクル関連法の周知徹底と指導強化
- ・事業者の自主的な取組みの推進

## 2 排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム(循環型社会)の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物(循環資源)については適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を推進

## (1) 一般廃棄物

- ・市町村における排出抑制対策の推進
- ・再生品の使用促進
- ・溶融スラグの利用促進

## (2) 産業廃棄物

- ・再生品の使用促進、グリーン購入・調達の推進
- ・環境にやさしい企業づくり
- ・最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進
- ・循環資源マッチングシステムの利用促進
- ・岡山エコタウンプランの推進

## 3 適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進

## (1) 一般廃棄物

- ・再生・処理システムの見直し
- ・廃プラスチック類の適正処理
- ・埋立対象物の自区内処理
- ・災害時の廃棄物処理体制の整備

## (2) 産業廃棄物

- ・優良な処理業者の育成と評価制度の普及促進
- ・県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応
- ・不法投棄等の不適正処理対策の強化
- ・ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底
- ・アスベスト廃棄物、PCB廃棄物の適正処理の推進

## 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進

## (1) 一般廃棄物

- ・ごみ処理広域化計画を踏まえた施設整備の促進
- ・し尿処理施設の整備促進

## (2) 産業廃棄物

- ・安全性、信頼性の高い処理施設の安定的確保

## 5 廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有化し、相互理解を深めるため、情報提供や普及啓発活動を推進

## (1) 一般廃棄物

- ・情報提供の推進
- ・市町村における一般廃棄物処理コスト分析の推進

## (2) 産業廃棄物

- ・廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

## (3) 共通

- ・環境教育・環境学習の推進

循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

県民の役割

- 廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。
  - ◆買い物袋（マイバッグ）の持参 ◆レジ袋・包装類の拒否 ◆再生品の使用
  - ◆ごみ発生の少ない商品の購入 等
- 生ごみの水切り徹底による減量化、堆肥化など身近なところから排出抑制、リサイクルに努める。
- 市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。
- リサイクル関連法に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。等

事業者の役割

- 排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。
- 廃棄物の減量化とリサイクルに配慮した製品の製造・販売に努める。
- 製造、流通、販売においては、できるだけ無包装、簡易包装又はリユース容器の使用に努める。
- 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。
- 環境管理システム（ISO14001、エコアクション21等）を積極的に導入し、環境に配慮した事業活動の展開に努める。
- 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 等

処理業者の役割

- 資源回収業者は、行政と連携して資源回収ルート形成や拡大に努める。
- 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各制度の理解に努める。
- 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行うとともに、各施策への協力に努める。
- 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 等

市町村の役割

- 一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。
- 住民に対して、ごみの排出抑制、リサイクル等の普及啓発に努める。
- マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制等を推進するとともに、BDF事業等に取り組む。
- 不法投棄等に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。
- ごみ処理広域化計画に沿った広域処理体制を整備する。 等

県の役割

- 産学官の連携や民間団体と協働して、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進する。
- おかやま・もったいない運動などリサイクル推進県民運動や各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、ごみの排出抑制、リサイクル等を推進する。
- 岡山エコタウンプランに掲げるハード・ソフト事業を推進する。
- 不法投棄等に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。
- 廃棄物・リサイクル情報を提供する循環資源情報システムの利用促進を図る。 等

## 第2次岡山県廃棄物処理計画（概要版）

岡山県 生活環境部 循環型社会推進課  
 〒700-8570  
 岡山市内山下2丁目4番6号  
 TEL. 086-226-7306  
 FAX. 086-224-2271